

佐事研だより

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 森 清隆



会員各位

会員の皆さま、いかがお過ごしでしょうか。この34号が皆様のお手元に届く頃には卒業式や卒業式準備等の真っ最中ではないでしょうか。「佐事研だより」も、34号をもって本年度の最後となります。1年間のご愛読ありがとうございました。

平成15年度 第2回理事会について(要旨)

第2回理事会が2月10日(火)佐賀市の佐賀市立図書館で開催されました。そのときの内容を報告します。

1) 第3回理事研修会(10月3日)後の経過報告

事務局より第3回理事会後の経過報告がなされました。

佐事研として佐賀県教育委員会に「給与事務処理一元化に伴う事務改善要望」を提出し、そのことに対する回答が12月12日に教職員課からだされ、その内容が紹介されました。

また、全事研、中教審「教育条件整備に関する作業部会」に「義務教育費国庫負担制度のあり方に関する意見書」を提出しました。

2) 佐事研の今後の運営等について

研究部より事務処理マニュアル研究班、佐事研ビジョン研究班、職務規程研究班、教育改革課題研究班それぞれの活動の報告がありました。研修部からは研究大会、夏季テーマ別研修会の反省や今後の課題が報告されました。調査広報部からは佐事研だより、各種アンケート、ホームページについての報告がされました。また事務局より全事研への納付金などを含む補正予算案が提案され、承認されました。

共同実施加配要望書が佐賀県教委から各市町村へ通達されたことを受け25以上の市町村から要望書の提出がありました。各地区より共同実施についてのさまざまな意見が出され、これまでの「模索」の段階からの反省が活かせる共同実施ができるよう、常任理事会などで検討していきます。

義務教育国庫負担金についての現況報告がありました。また12月11日、東京都「憲政会館」で「義務教育国庫負担金制度の堅持を求める緊急集会」が開催されました。佐事研からも2名が参加し、集会のビデオが放映されました。この集会で「教育関係18団体」により決議された内容を受けて、全事研から佐事研へ要請が来ています。要請内容を常任委員で再度検討して佐事研としての方針を出す予定です。

3) 第15回大会について(反省)

第15回大会についての意見等が報告されました。講演に対する評価はおおむね好評でした。皆さんから出された、たくさんの意見を今後の大会の運営にいかしたいと思います。

4) 第16回大会について

各地区から研究大会に対するさまざまな意見や要望が寄せられました。その意見や要望をもとに常任理事会等で検討していきます。開催期日は6月の下旬、会場はアバンセ大ホールで開催することが決まりました。

5) 平成16年度役員体制について

新年度の第1回理事会(4月末開催予定)において、承認する役員の確認と地区研選出役員の確認を行うこととなりました。平成16年度の監査委員は東松浦地区、杵西地区から推薦をお願いします。

6) その他

アクセス! (<http://www.saga-ed.jp/workshop/sajiken/>)

2月23日に全事研評議員会が開催されます。佐事研からは森会長、鮎川事務局長が参加します。翌日の2月24日に全事研セミナーが開催されます。佐賀県から9名が参加の予定です。

東松浦郡学校事務職員会研究発表会が3月5日に相知町交流文化センターで開催されます。まだ席に余裕があります。多くの方が参加申し込みされますようお願いします。

「用字・用語」のチェック!

日ごろ私文書で何気なく使っている用字・用語の中には、公文書としては間違ったものがありますので、注意が必要です。

「下さい」と「ください」、「頂く」と「いただく」

動詞として用いる尊敬・丁寧表現の場合は「下さい」と書き、補助動詞として用い他の人に動作を依頼したり命令したりする場合の尊敬・丁寧表現は「ください」と書きます。

(例)「下さい」 資料を下さい 手紙を下さい

「ください」 御出席ください 報告してください

謙譲表現の「頂く」と「いただく」にも同じことがいえます。

(例)「頂く」 お菓子を頂く 手紙を頂く

「いただく」 御出席いただく 報告していただく

「から」と「より」

時及び場所の起点、原因などを示す場合に「から」を用い、比較の基準を表す場合にのみ「より」を用います。ただし、法規文の場合は、準拠及び手段を表す場合にも「より」を用います。

(例)「から」 午前8時から始まる 佐賀から東京まで 日ごろから

「より」 佐賀より近い 規則第10条の規定により

「御」と「ご」

「御」は、常用漢字表では「ゴ」、「ギョ」及び「おん」の音訓しかないので「オ」と読むときは「お」と仮名書きにします。

(例)「御」 御案内 御協力 御配慮

「ご」 ごあいさつ ごべんたつ

「お」 お礼 お手紙

出典：学校公用文実例百科
学校文書研究会編 公人の友社

通信販売のまめ知識

カタログを開いて商品を選び、注文して、宅配便などで配達され、代金を払う。忙しい現代人にピッタリの消費手段、それが通信販売なのです。

この手軽さが受け、今や、ブームとなっている通販ですが、最近は、インターネットを使ったものや、テレビショッピング、広告チラシなど、あらゆるメディアを媒体にして、多様な通販が登場してきています。私も、通販マニアのつもりですが、お店に行く必要はないし、あらゆる物が、居ながらにして手に入る通販は、便利な買い物方法だと思います。

注文について

通信販売では、トラブルを避けるため、法律で販売価格や代金の支払い時期と方法、申し込み期限等10項目について広告に表示しなければならない旨が定められています。代金前払い方法を採用している場合は、受け取った金額とその年月日を記した書類を消費者に交付する必要もあります。また、誇大広告も禁止されています。広告を注意深く読んで、申し込みをする必要があります。

点検について

注文品を受けとったら、注文通りの数量であるかなど、急いで確認します。もし、間違っていたらできるだけ早く返品の処置をします。

返品について

通販では、「返品ができない」といわれていますが、これは正確ではありません。返品することは可能です。「返品特約」を設けている通販会社が、書いていることは、

- 届いてから使用した商品
- サイズ直しなどをした商品
- スーツなど仕立てなどをした商品
- イニシャルや家紋などを入れた商品
- 食料品
- 頒布会の形で毎月届けられる商品

ということです。それらの、表示がない時は返品出来ることになります。これによって、納得のいく商品を購入することができます。

通販のトラブル

日本通信販売協会でも「通販110番」という相談窓口を設置しており、利用者の苦情を受け付けている。その苦情の内容の内訳は、次の通りです。

商品の未着、延着に関して	(24.1%)
返品、交換、返金に関して	(22.5%)
顧客対応に関して	(12.7%)
契約・販売方法	(9.7%)
代金支払い	(8.3%)

このように、多くの苦情や相談が寄せられています。通信販売が、人気化するにつれて件数も増えているようです。

トラブル事例

次にトラブルの事例をあげて見ますので、参考にして下さい。

事例1、養毛剤を半分使ったが、返せるか。

Nさんは、最近髪が抜けて困っています。何度か街で養毛剤を買って試すも、思うように効き目がなく悩んでいた頃、テレビショッピングで、大好きな俳優が「効果抜群、普通とは違って使用後1ヶ月でフッサフサ」と宣伝するので、直ちにカタログを取り寄せ、はがきで注文しました。代金は前払いで「代金振込後直ちに商品発送」とあるので、指定通り払ったところ、確かに3日後には養毛剤が届きました。あの俳優が自分もハゲが直った。ひと月でフッサフサとにっこりしているし価格も普通の倍もしたから、絶対効くのだと信じたNさんは、一ヶ月せっせと養毛剤を使ったのに効果はなく、かえって抜け毛がひどくなる始末。Nさんはがっくりきて、残りの商品は返すから代金は返してくれと、通販業者に連絡したところ、「カタログ中に返品不可の商品と指定されているので、代金はお返し出来ません」との回答が来てしまった。期待を裏切られた上、返品不可と書いてあると、代金返還も拒否されたNさん、最近はもっと頭が気になって不愉快この上なし。

(回答)

まったくお気の毒としか申しようもありません。おぼれる者は藁をもつかむと申しますが、本人でなくてはわからない頭髪の悩み、Nさんは、実際だまされたのですから「詐欺による取消し」を主張しましょう。(民法第96条)

民法は人の自由な意志で契約が成立するのを前提にしていますから、一方の詐欺行為によって相手を買う意志を起ささせたら、それは自由な意志の合致とは言えず、騙されたNさんは契約の取消を主張して、代金の返還を申し入れて構いません。通販では特に「広告」の規制が厳しいことは、前述したとおりです。一ヶ月でフッサフサなど、誇大広告と言えましょう。「返品不可」の表示は、正当広告をしている場合に、特約として認められるもので、このような誇大広告又は詐欺的広告をした業者を保護する必要はなく、返品不可の特約の無効を主張して、代金は返してもらって下さい。尚、使用済みの部分の代金も、この場合は払う必要はありません。

事例2、頼んだ覚えもないのに、ある日突然商品が送られてきた。「代金 円は後ほど左の住所へお振り込み下さい」などと書いてあった。

(回答)

これは、「ネガティブオプション」という、商品の売り込み行為として、直接物を投げ込む乱暴な商法というべきです。契約の基本に立ち返れば、商品の送付そのものが売主からの売買契約の申込みということになります。これに対し消費者は、承諾しないことはもちろん可能です。「いりません」「お断りします」とはっきり拒絶すれば売買契約は不成立で終わります。売主は、商品を引き上げるべきです。

しかし、現代はなにしろ忙しい。返事をしなかった。それでも、なんら咎められません。商品が届いて14日たっても業者が引き取りに来なかったら、その処分は消費者の自由です。代金を払う必要もないし、食べても捨てても自由にしてよいと法律が認めました。引取要求をした場合は、それから7日たっても業者が引取に来なかったら、同じように処分して構いません。つまり、商品を直接送りつけて商売をしようというネガティブオプションは徹底的に消費者の味方です。

参考図書「失敗しない通販の利用方法」など

広告の見方

1. 商品等の販売価格、又は役務の対価送料が含まれない場合は送料
2. 代金支払いの時期と方法
(いつ、どこで払うのか、前払いか、到着払いか、後払いか、現金払いか、振込か、カードの使用可能か等)
3. 商品の引渡時期、又は役務の提供時期
4. 返品の特約
「返品お断り」とか、「使用済みの返品不可」に表示は、特約として表示しなくてはならない。
5. その他

業者の氏名、名称、住所の表示

申込期限ある時はその表示等

これらは、消費者が購入の基礎データになるものですから、必ず広告中表示するように定められた絶対的広告事項です。ついでに法律は、消極的広告規制として「虚偽広告、誇大広告の禁止」を規定しています。

通販に関する法律はわずか二条五項目だけ、

- 1, 広告について二つの規制があります。
積極的規制(書かなくてはいけない事項)(法第八条)
商品等の対価、支払い方法、引渡時期、返品の特約
消極的規制(書いてはいけない事項)(法第八条の二)
虚偽報告、嘘はいけない
誇大広告はいけない

通販では消費者が品物を選ぶ基準は、はっきり言って広告だけです。だから広告は適正で、必要な事項はきちんと書いてもらいたい。法律はそれを具体的に指示しているのです。

- 2, 通販における通知義務。(法第九条)

代金前払式の通販では、消費者はお金を先取りされたきり、商品が来るのかどうか、いつ来るのか心配です。だから、通販業者は代金を前金で受け取った時は、必ず遅滞なく承諾の通知を書面で出すよう決められているのです。「遅滞なく」とは、大体一週間位と覚えておいて下さい。尚、書面で出す代わりに、直接遅滞なく商品を送ったり、権利を移転した場合は、書面を省略しても構わないことになっています。

- 3, 違反業者はどうなるのか。

広告や通知義務に違反したら、主務大臣はその業者に必要な措置を執るよう指示します。(法第九条二) 業務停止をされることもある。

やはり、主務大臣は、一年以内に限り業務の全部または一部を停止するよう命じることが定められています。(法第九条の三)

罰則はあるか。

あります。五十万円以下の罰金。

参考図書「失敗しない通販の利用方法」など

ちょっと気になる・・・

「日本」と書いて、あなたはなんと読みますか？私は中学校の国語の時間に、「ニッポン」と読みます、と習ったような記憶があります。実は、昔から「ニホン」と読むのか、「ニッポン」と読むのかは議論の種で、いまだに統一されず、両方が使われているのだそうです。

日本語は奥が深くて難しいですね。ワープロ、パソコンと、使いこなせば、大変便利なものが出てきました。逆に、それを使う自分の日本語の能力は、ますます退化してきているような気がします。そこで、最近よく言われる「ら抜き言葉」をここで少し勉強してみませんか？

以下は金武伸弥著 文春新書366 「新聞と現代日本語」より

「見れる」「食べれる」という言い方は「ら抜き」で間違いだといわれますが、会話ではたいいていの人が使っています。なぜあやまりなのでしょう。

文法的には「見る」「食べる」には「～できる」という可能の意味の助動詞が続く場合は「れる」ではなくて「られる」がつくことになっています。したがって「見られる」「食べられる」が正しいということです。

「れる」がつくのは五段活用動詞（「ナイ」に続く形がア段の動詞＝書く 書カナイ、読む 読マナイ）とサ変動詞（する）、「られる」が付くのは一段活用動詞（「ナイ」に続く形がイ段＜上一段＞か、エ段＜下一段＞の動詞＝見る 見ナイ、食べる 食ベナイ）とカ変動詞（来る）です。

「信じる」「認める」は「ナイ」に続く形が「信ジナイ」「認メナイ」で一段活用動詞ですから「信じられる」「認められる」と「られる」がつくのが正しいことがわかる・・・と若い人に言ったら「信じれる」「認めれる」というそうですね。

文法というものは、言葉の使われ方を法則化したものですから、実際の使い方が文法と違ってくれば文法の方を改めなければなりません。文化庁の2002年「国語に関する世論調査」でも「来られる」ではなく「来れる」を使うことを言葉の乱れと思う人は三割以下で、七割が「来れる」に抵抗感がないと答えています。また方言としては昔から使っている地方も多いのが現実です。近い将来「見れる」「来れる」などの「ら抜き」は文法的にも容認されるようになるでしょう。

次のような動詞は「ら抜き」の形でよく使われますが、現在のところ「られる」がつくのが正しいことを覚えておきましょう。

上一段動詞＝着られる 見られる 降りられる 起きられる 生きられる

下一段動詞＝出られる 食べられる 寝られる 受けられる 調べられる

カ変動詞＝来られる

なお、「れる」がつくのが正しい五段動詞は、可能の意味では「書かれる」「読まれる」ではなく「書ける」「読める」という可能動詞となります。

ますます分からなくなってきたようで・・・「パソコンに聞いたほうが早い！」のかもしれませんがね。言葉も人も変化し続けていきます。さて、どこまでついて行けるのやら？

重要 Info

すでにご承知の事と思いますが、教育センターの新システム移行に伴うホームページ移転作業が事務局HP担当により完了し、佐事研ホームページのURL（アドレス）が次のとおり変更になりました。佐賀県公立小中学校事務研究会公式 Web サイトは <http://www.saga-ed.jp/workshop/sajiken/> です。

個人でお使いの教育センターのメールアドレスについては、旧アカウントの設定のままでは受信できません。必ず（***@saga-ed.jp）の新アカウントに変更してください。アカウント変更をしないとメールの送受信ができなくなります。

ダイヤルアップ接続をされる場合は、電話番号とDNSの変更も必要となりますが、今現在教育センター以外のプロバイダーによる常時接続であれば、変更の必要はありません。（メールアカウントの変更のみでOKです）アカウントを修正しても旧アカウントあてのメールも8月までは受信できますが、9月以降は旧アカウントあてのメールは受信できなくなりますので、メーリングリストなどの登録情報は早めに変更してください。



2月10日(火)佐賀市立図書館において第2回理事会が開催され、補正予算が承認されました。下記のとおりです。

予算は、会則により公表できません。

平成15年度の「佐事研だより」30号～34号まで無事発行することができました。これも一重に会員の皆様のお陰と感謝いたしております。一年間の御愛読、誠にありがとうございました。

佐事研調査広報部一同